

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第九十号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）を実施するため、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行細則

（申請による強制譲渡）

第一條 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政

本書ノ大キサヘ國定規格A五判

昭和二十五年十二月一日
号

外 金 曜 日

令第二百八十八号。以下「令」という。）第二條第一項第四号の申請を書面によりしようとする者は、様式第一号による申請書を、市町村農地委員会に提出しなければならない。

2 前項による申請を口頭をもつてしたときは、市町村農地委員会は、その調書を第一号様式に準じ作らなければならぬ。

（強制譲渡該当物件等の公告の要領）

第二條 市町村農地委員会は、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令（昭和二十五年政令第三百十七号。以下「施行令」という。）第二條第一項の公告をしようとするとときは、様式第二号によらなければならない。

（所有者にする通知に代える公告要領）

第三條 市町村農地委員会が施行令第二條第二項の通知

ができないときで通知に代える公告をしようとするときは、様式第三号によらなければならない。

(担保権者による通知及び報告書)

第四條 市町村農地委員会が施行令第四條第三項(第九條第二項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、様式第四号によらなければならない。

² 市町村農地委員会が前項の通知をしたときは、その寫とともに様式第五号により、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行規則(昭和二十五年農林省令第百十九号)。

以下「施行規則」という。)第五條の報告をしなければならない。

(対價の支払又は供託の報告書)

第五條 当該土地物件又は権利を譲り受けるべき者が施行規則第八條の報告をしようとするときは、様式第六号によらなければならない。

(經營面積例外の認可申請書)

第六條 市町村農地委員会が施行令第八條第二項の規定

による認可を受けようとするときは、様式第七号により、又同條第三項の規定による認可を受けようとするときは、様式第八号により、それぞれその申請書を知事に提出しなければならない。

(未墾地等の上にある物件收去認可申請書)

第七條 令第二條第一項但書の命令で定めるもので自作農創設特別措置法第三十條第一項に掲げる物件につき、施行令第十條第四項の規定による物件收去の認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書を知事に提出しなければならない。

(農地等の價格の例外認可申請書)

第八條 市町村農地委員会が施行令第十四條第六項の規定による認可を受けようとするときは、様式第十号により、又同條第十項の規定による認可を受けようとするときは、様式第十一号によりそれぞれ、その申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令第二條第一項第四号の規定による申請書

牧を目的とするものがあるときは、その内容並びに

当該権利を有する者の氏名又は名称及び住所

四 その他必要な事項

様式第二号

××村(市、町、地区)農地委員会公示第 号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)第二條第一項第一号(第一号、第二号及び第三号)に該當する農地又は牧野(土地物件又は権利)があるので、同政令施行令(昭和二十五年政令第三百十七号)第二條第一項及び第十七條の規定により、次のように公示する。

一 譲渡すべき農地(又は牧野)の所有者の氏名又は
名称及び住所
二 当該土地の所在、地番、地目及び面積
三 譲渡すべき土地の上に現に当該土地の使用収益を
なす者以外の者の有する永小作権、地上権、賃借権
又は使用貸借による権利で耕作、採草又は家畜の放
記

××村(市、町、地区)農地委員会長 氏名印

一 当該農地又は牧野(土地物件又は権利)は、別冊
をもつて表示し、××村(市、町)事務所に置く。
二 当該別冊の縦覽期間は、この公示の日から起算し
て三箇月間とする。

00685

様式第三号

××村(市、町、地区)農地委員会公示第 号
次の者に對し、自作農創設特別措置法及び農地調整

法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令
(昭和二十五年政令第三百十七号)第二條第二項の規

定による通知ができないので、この通知に代えるため
こゝに公示する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員會長 氏名印

一 謾渡すべき土地、物件又は権利の所有者の氏名又
は名称及び住所

二 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受
けるべき土地の譲渡に関する政令第二條第一項第一
号又は第二号に掲げる小作地又は小作牧野の場合に
は、その所有者の所有するすべての小作地又は小作
牧野の所在、地番、地目(土地台帳の地目が現況と
異なるときは、土地台帳の地目及び現況による地目)
及び面積(市町村農地委員会が土地台帳に登録され

様式第四号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を
受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第四

條第三項(第九條第二項)の規定による通知書

貴殿が先取特權(質權又は抵當權)を有する左記土
地物件(又は権利)につき別添譲渡計画書寫の通り讓
渡計画をたてたので、当該土地物件(又は権利)の対
價を供託することに關し、その可否を、この通知を發
した日から一箇月以内に鳥取縣知事に届け出なければ
ならない。

右通知する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員會長 氏名印

住 所 氏 名 殿

様式第五号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を
受けるべき土地の譲渡に関する政令施行規則第

五條の規定による報告書

右の件に關し、自作農創設特別措置法及び農地調整
法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令
第四條第三項(第九條第二項)の規定による通知をし
たので、次のように報告する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員會長 氏名印

記

通知した者の 住 所	氏 名	時 期	方 法	通 知 の 方 法	當 該 の種類	當 該 の種類	備 考

た地積を著しく不相當と認め別段の面積を定めたと
きは、その面積)並びに譲渡すべき小作地又は小作

牧野の面積
第三号、第四号又は第六号に掲げる土地の場合には、
当該土地の所在、地番、地目及び面積

第五号に掲げる土地物件又は権利の場合には、土地
についてはその所在、地番、地目、面積及び利用区
分、立木についてはその所在、樹種及び数量、建物、
その他の工作物についてはその所在及び建坪数、權
利についてはその内容

三 謾渡すべき土地物件又は権利の上に施行令第十三
條第一項第二号又は第三号に規定する権利があると
きは、その内容並びに当該権利を有する者の氏名又
は名称及び住所

四 施行令第十四條の規定により算出した譲渡すべき
土地等の額及び前号の権利で同條第二項又は第三項
に規定するものがあるときは、これらの規定により
算出したその額

五 その他必要な事項

00689

様式第九号

所 在 地 番	地 目	面積	利 用 状 況	收 權 高 通 備	考
當 事 者 者 請 者 申 方 手 相 者		古帳 現 況			
世 帶 の 狀 況	世 帶 の 狀 況	その 世 帶 に お い て 耕 作 す る 農 地 面 積	その 世 帶 に お い て 耕 作 す る 農 地 面 積	その 世 帶 に お い て 耕 作 す る 農 地 面 積	その 世 帶 に お い て 耕 作 す る 農 地 面 積
氏 名	職 性	農 業 從 事 者 無 の 事 業	地 面 積	牧 地 面 積	地 面 積
業 別	年	有 無 の 事 業	地 面 積	放 牧 地 面 積	地 面 積
令					

三 契約締結の事由及びその内容
四 契約当事者の状況

- 五 認可申請をする事由の詳細
- 六 その他必要な事項

(権利取得後の面積の合計が農地調整法第四條第二項第三号の規定には抵觸しないが、譲渡に関する政令施行令第八條第三項の認可を要するとき。)

(註)前記様式中、「題名及び本文の「農地調整法第四條第二項第三号但書の規定」を削除し、申請書を作成すること。

鳥取縣知事 氏名殿
住所 氏名(印)
記

- 一 収去の物件が立竹木であるときは、その所在、種別及び数量、建物その他の工作物であるときは、その所在及び建坪数
- 二 当該物件收去の事由
- 三 当該物件收去の時期
- 四 その他必要な事項

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第四項の規定による認可申請書

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第六項の規定による認可申請書

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第六項の規定による認可申請書

次の土地(又は区域)につき、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十四條第六項による賃貸價格に代るべき價格を定めたいので、認可方申請する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員会長 氏名印

鳥取縣知事 氏名殿
記

- 一 当該土地の所在、地番、地目及び面積(又は区域)
- 二 当該賃貸價格に代るべき價格を定めようとする事情の詳細

- 三 定めようとする價格
- 四 價格の決定方法
- 五 その他必要な事項

様式第十号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第十項の規定による認可申請書

次の土地につき自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十四條第七項の規定による農林大臣の承認を受けたので同令同條第十項の規定により、認可方申請する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員会長 氏名印

鳥取縣知事 氏名殿
記

- 一 算定方法に代るべき算定方法を定めようとする土地の範囲
- 二 代るべき算定方法を定めようとする事情の詳細

- 三 代るべき算定方法の決定方法
- 四 その他必要な事項